

伊豆市総合計画審議会規則

平成26年3月28日

伊豆市規則第10号

改正 平成27年3月31日 規則第26号

(趣旨)

第1条 この規則は、伊豆市総合計画条例（平成26年伊豆市条例第9号）第4条第3項の規定に基づき、伊豆市総合計画審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 審議会は、委員28人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1) 市内各種団体の代表者及び市民

(2) 学識経験を有する者

(3) 関係行政機関の職員

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じたときの補欠委員の任期は、前任者の残任期間とし、基本の公職を失ったときは自然解職されたものとする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は会長が招集する。ただし、新たに任命された委員による最初の審議会については、市長がこれを招集する。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(部会)

第6条 審議会に、部会を置くことができる。

(資料の提出等の依頼)

第7条 審議会は、その任務を行うために必要があると認める場合は、関係行政庁、関係地方公共団体その他の関係団体に対して資料の提出、説明又は調査を依頼することができる。

(要旨の公表)

第8条 審議会は、その調査審議した結果について、必要があると認める場合は、その要旨を公表するものとする。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、総合政策部総合戦略課において処理する。

(その他)

第10条 この規則に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年3月31日規則第26号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。